

○豊中市ごみ収集運搬業務委託業者選定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 市がごみ収集運搬業務を委託するに当たり、業務の公正な執行を図るため豊中市ごみ収集運搬業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審査・選定を行うものとする。

- (1) ごみ収集運搬業務委託業者の指名に関する事項。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員若干名で組織する。

2 委員長は環境部を担当する副市長の職にある者をもって充てる。

3 委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長、財務部長、豊中市伊丹市クリーンランド事務局長、環境部長

(委員長)

第4条 委員長は会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名するものがその職務を代理する。

3 委員長は必要があると認めるときは、関係職員を出席させ意見を聞くことが出来る。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し議長となる。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第6条 委員会の事務は家庭ごみ事業課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年2月18日から実施する。

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

この要綱は、平成16年12月1日から実施する。

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。